

# DIAMアジア・オセアニア好配当株オープン

追加型投信／海外／株式  
2017年6月30日基準

## 運用実績の推移



(設定日：2010年8月27日)  
基準価額[分配金再投資]は、税引前の分配金を再投資したものと計算していますので、実際の基準価額とは異なります。  
基準価額[分配金再投資] = 前日基準価額[分配金再投資] × (当日基準価額 ÷ 前日基準価額)  
(※決算日の当日基準価額は税引前分配金込み)  
基準価額は設定日前日を10,000として計算しています。  
基準価額は信託報酬控除後です。なお、信託報酬率は「お客様にご負担いただく費用について」をご覧ください。  
上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

## 基準価額・純資産総額

基準価額	9,986円
解約価額	9,956円
純資産総額	227百万円
設定日	2010年8月27日
決算日	原則として毎月20日

※基準価額および解約価額は1万口当たり

## ポートフォリオ構成

実質組入比率	-%
現物組入比率	-%
先物組入比率	-%
現金等比率	100.0%
組入銘柄数	-

※比率は純資産総額に対する割合です。

## 騰落率(税引前分配金再投資)

1ヵ月 (2017/05/31)	3ヵ月 (2017/03/31)	6ヵ月 (2016/12/30)	1年 (2016/06/30)	2年 (2015/06/30)	3年 (2014/06/30)
-0.40%	2.14%	8.99%	23.64%	-11.58%	3.86%

※1 騰落率は、税引前の分配金を再投資したものと算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。

※2 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

※3 各期間は、基準日から過去に遡っています。

## 分配金実績(税引前)

※直近3年分

第47期 (2014.07.22)	100円	第59期 (2015.07.21)	150円	第71期 (2016.07.20)	100円	
第48期 (2014.08.20)	100円	第60期 (2015.08.20)	150円	第72期 (2016.08.22)	100円	
第49期 (2014.09.22)	100円	第61期 (2015.09.24)	150円	第73期 (2016.09.20)	100円	
第50期 (2014.10.20)	100円	第62期 (2015.10.20)	150円	第74期 (2016.10.20)	100円	
第51期 (2014.11.20)	150円	第63期 (2015.11.20)	150円	第75期 (2016.11.21)	100円	
第52期 (2014.12.22)	150円	第64期 (2015.12.21)	100円	第76期 (2016.12.20)	100円	
第53期 (2015.01.20)	150円	第65期 (2016.01.20)	100円	第77期 (2017.01.20)	100円	
第54期 (2015.02.20)	150円	第66期 (2016.02.22)	100円	第78期 (2017.02.20)	100円	
第55期 (2015.03.20)	150円	第67期 (2016.03.22)	100円	第79期 (2017.03.21)	100円	
第56期 (2015.04.20)	150円	第68期 (2016.04.20)	100円	第80期 (2017.04.20)	100円	
第57期 (2015.05.20)	150円	第69期 (2016.05.20)	100円	第81期 (2017.05.22)	100円	
第58期 (2015.06.22)	150円	第70期 (2016.06.20)	100円	第82期 (2017.06.20)	100円	
					設定来累計分配金	5,650円

※1 分配金は1万口当たり

※2 上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※3 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■基準日時点において、株式等の有価証券の保有はありません。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、四捨五入して表示しています。

※当資料は4枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。

※P.4の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne株式会社

## DIAMアジア・オセアニア好配当株オープン

2017年6月30日基準

当ファンドは2017年7月20日の繰上償還が決定したことを受け、5月中にすべての保有株式を売却しました。このたび償還を迎えるにあたりまして当ファンドへのご愛顧に心より感謝申し上げますとともに、今後とも一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

### ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

- 主として日本を除くアジア・オセアニア諸国・地域の好配当株式等に投資します。
- 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。
- 毎月決算を行い、安定的な分配を行うことをめざします。
  - ・ 毎月20日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、原則として利子配当等収益等を中心に安定した分配を行うことをめざします。
  - ・ 毎年1月および7月の決算時には、上記安定分配相当額に委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※ 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- 銘柄選定にあたっては、Asset Management One Singapore Pte. Ltd.の投資助言も活用します。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

### 主な投資リスクと費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の主な変動要因により、基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。その他の留意点など、くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- 株価変動リスク…………… 株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況、または市場の需給や流動性等の影響を受けます。当ファンドは、株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。
- 個別銘柄選択リスク……… 当ファンドは、好配当株式の個別銘柄の選択により収益を積み上げることを目標としているため、株式市場全体の動きとは異なる場合があります。個別銘柄選択リスクとは、投資した株式の価格変動によっては収益の源泉となる場合もありますが、株式市場全体の動向にかかわらず基準価額が下がる要因となる可能性があるリスクをいいます。
- 為替リスク…………… 当ファンドは、組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため、為替相場が円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。
- 信用リスク…………… 当ファンドが投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。
- 流動性リスク…………… 当ファンドにおいて有価証券等を売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。
- カントリーリスク…………… 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対する規制が変更となる場合または新たな規制が設けられた場合には、運用上の制約を受ける可能性があり、基準価額は予想外に下落する場合があります。特に、投資対象国が新興国の場合、先進国と比べ証券市場上取引の制約が大きく、また一般的に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「お客様にご負担いただく費用について」および投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

※ 当資料は4枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。

※ P.4の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne 株式会社

# DIAMアジア・オセアニア好配当株オープン

2017年6月30日基準

## お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

購入単位	各販売会社が定める単位(当初元本:1口=1円)
購入価額	お申込日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。
換金単位	各販売会社が定める単位
換金価額	換金のお申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金のお申込日より起算して6営業日目から支払います。
申込締切時間	原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。 (注)信託を終了(繰上償還)することとなった場合、申込期間は2017年7月18日までとします。
購入・換金不可日	香港証券取引所、またはオーストラリア証券取引所の休業日に該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2020年7月21日までです。(設定日:2010年8月27日) <信託の終了>当ファンドは、2017年7月20日に信託を終了(繰上償還)する予定です。くわしくは交付目論見書をご覧ください。
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ①信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合。 ②受益権口数が10億口を下回るようになった場合。 ③やむを得ない事情が発生した場合。
決算日	原則として毎月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回、毎決算日に、収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。 ※「分配金自動けいぞく投資コース」の場合、税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

## お客様にご負担いただく費用について(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

以下の手数料等の合計額等については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

●購入時	
購入時手数料	<b>購入価額に3.24%(税抜3.0%)を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。</b> ※くわしくは販売会社にお問い合わせください。
●換金時	
換金手数料	<b>ありません。</b>
信託財産留保額	<b>換金申込日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。</b>
●保有期間中(信託財産から間接的にご負担いただきます。)	
運用管理費用(信託報酬)	<b>信託財産の純資産総額に対して年率1.7064%(税抜1.58%)を日々ご負担いただきます。</b>
その他費用・手数料	組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、監査費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等が信託財産から支払われます。(その他費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。)

※ 当資料は4枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。

※ P.4の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne 株式会社

# DIAMアジア・オセアニア好配当株オープン

2017年6月30日基準

## 投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

## 当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料に記載されている運用実績は税引前分配金を再投資したもとのとする基準価額の変化を示したものであり、税金および手数料は計算に含まれておりません。
- 当資料における内容は作成時点(2017年7月11日)のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 当ファンドは、株式等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者にかかる信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

### ◆ファンドの関係法人◆

<委託会社>アセットマネジメントOne株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号  
 加入協会:一般社団法人投資信託協会  
 一般社団法人日本投資顧問業協会  
 <受託会社>みずほ信託銀行株式会社  
 <販売会社>販売会社一覧をご覧ください  
 <投資顧問会社>Asset Management One Singapore Pte. Ltd.

### ◆委託会社の照会先◆

アセットマネジメントOne株式会社  
 コールセンター 0120-104-694  
 (受付時間:営業日の午前9時～午後5時)  
 ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

## 販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

○印は協会への加入を意味します。

2017年7月11日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第3号	○		○		
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○		○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○		

●その他にもお取扱いを行っている販売会社があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合がありますため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

※ 当資料は4枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。



アセットマネジメントOne株式会社



投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

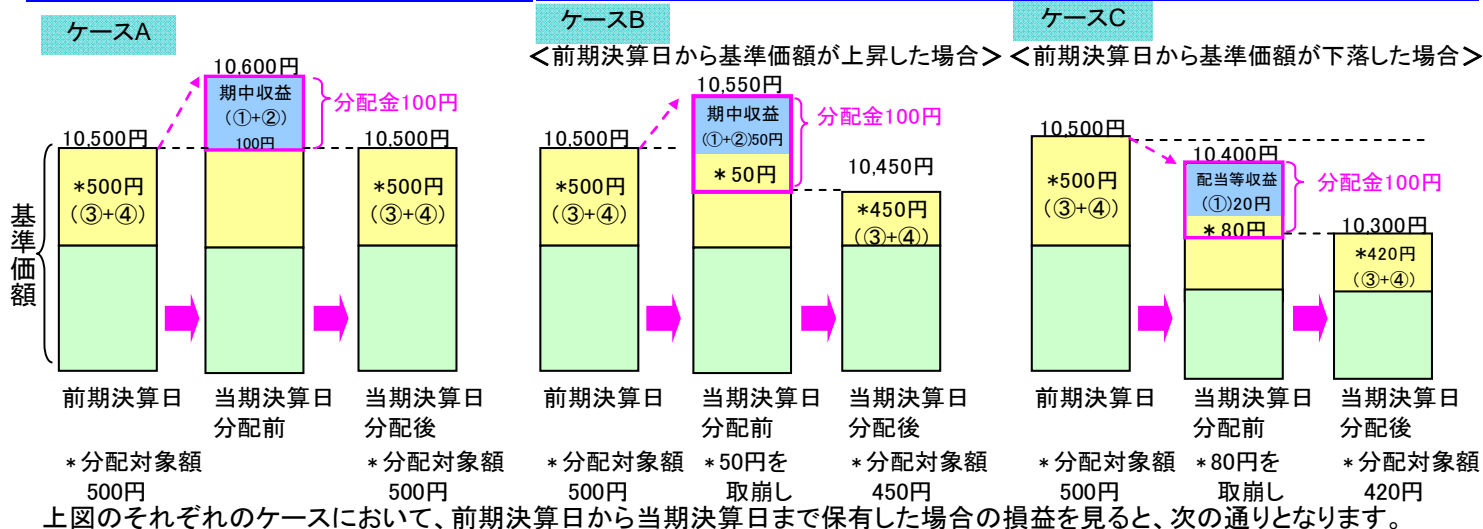
### 分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



- ケースA: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円 = 100円
- ケースB: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円
- ケースC: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

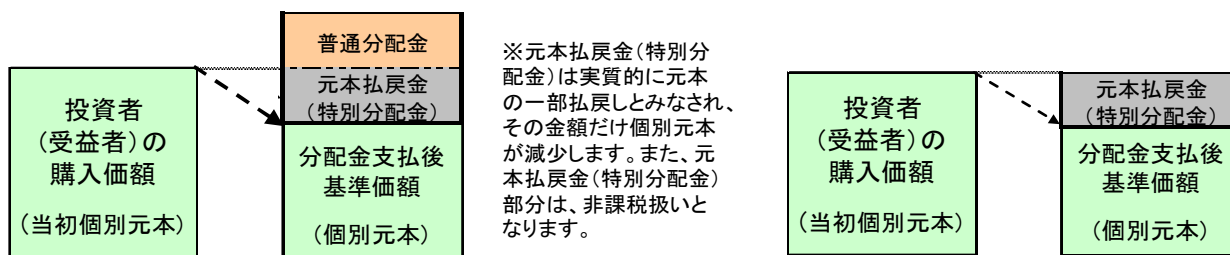
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



**普通分配金** : 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
**元本払戻金(特別分配金)** : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。  
 (注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。